

荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会
の傍聴等に関する取扱要領

令和 7 年 5 月 7 日制定
7 荒管経第 404 号
(管理部長決定)

(目的)

第 1 条 この要領は、荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第 8 条の規定に基づき、会議の傍聴等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴できる会議)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)が傍聴できる会議は、設置要綱第 7 条各号に該当し、非公開とされた会議を除くすべての会議とする。

(傍聴の申込み等)

第 3 条 傍聴希望者は、会議当日の開始時刻 15 分前までに、傍聴整理券(別記様式第 1 号)に必要事項を記入の上、荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会事務局(以下「委員会事務局」)に提出する。

2 会議の開始時刻 15 分前において、傍聴希望者が傍聴定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 会議の開始時刻 15 分前において、傍聴希望者が傍聴定員の範囲内のときは、申込のあった者を傍聴人として決定する。

(傍聴の手続等)

第 4 条 荒川区新庁舎整備基本構想・基本企画策定委員会(以下「委員会」という。)は、傍聴人と決定したものに対し、傍聴券(別記様式第 2 号)を交付する。

2 傍聴人は、交付を受けた傍聴券に所定の事項を記入し、会議上において常にこれを携帯する。

3 傍聴人は、傍聴券を他人に譲渡することができない。

4 傍聴人は、傍聴を終え、会議場から退場するときは、傍聴券を委員会事務局に返還する。

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯しないこと。
- (2) 酒気を帯びていないこと。
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯しないこと。
- (4) 前 3 号のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼさないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 委員会事務局は、傍聴人が前条に掲げる遵守事項を守らないとき、又は、次の各号に掲げる事項を行った場合は、これを制止し、傍聴人が指示に従わないときは、退場を命じることができる。

- (1) 議事に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事を妨害すること。
- (3) 鉢巻、たすき、腕章等を着用するなど示威的行為をすること。
- (4) 飲食(水分補給を除く。)又は喫煙をすること。
- (5) みだりに席を離れ、又は談話をすること。
- (6) 前各号のほか、秩序を乱し、又は議事の妨げとなる行為をすること。

(撮影・録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議場において、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、事前に委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

(報道関係者の傍聴)

第8条 報道関係者は、第2条に規定する会議に限り、事前に委員会の許可を得た場合は、会議を傍聴することができる。

- 2 報道関係者が傍聴する場合においてその人数は、設置要綱第8条第1項に規定する傍聴できる者の定員に含めない。
- 3 報道関係者が傍聴する場合の遵守事項等については、第5条から第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「傍聴人」とあるのは、「報道関係者」と読み替えるものとする。

(議事録の公開)

第9条 委員会事務局は、委員会の終了後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のてんまつ
- (5) その他委員会の経過に関する事項

2 議事録は、荒川区情報公開条例(昭和63年条例第34号)に基づき、公開する。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、その一部又は全部を非公開とする。

- (1) 設置要綱第7条の規定により、会議を非公開とした部分
- (2) 荒川区情報公開条例(昭和63年条例第34号)第10条第1項第2号に該当する個人に関する情報